

ホームヘルパー養成研修事業の 円滑な運営について（抜すい）

平成7年7月31日

社援更第193号

老計第117号

児障第40号

厚生省社会・援護局更生課長

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

厚生省児童家庭局障害福祉課長

ホームヘルパー養成研修事業については、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を期するとともに、管下市町村及び指定養成研修事業者に対し周知徹底を図られたい。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の円滑な運営について」（平成3年6月27日老福第154号、大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、局長通知により、従前の例による場合には、なお旧通知の例によるものとする。

1 カリキュラム及び修了証書等

研修カリキュラムについては、局長通知の別添1「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4の（1）で定められているところであるが、カリキュラムの目的及び内容について、別紙1のとおりその詳細を定めたので、これに基づき適正に実施すること。

また、要綱6の（1）及び8の（2）の修了証書及び携帯用修了証明書の様式を、別紙2及び3のとおり定めたので、これに準じ交付すること。

2 現任者に対する研修に係る留意事項

現にホームヘルパーとして活動している者については、新たな養成研修制度の導入を契機として業務内容に応じた資質の向上を図ることとし、下記の点に留意の上、適切な養成研修課程を速やかに受講できるように、管下市町村等ホームヘルプサービス事業実施主体における配慮方指導願いたい。

- （1）養成研修課程を修了していない者については、要綱4の（3）の受講対象者の欄に応じた課程を速やかに受講するものとする。
- （2）ホームヘルプサービスチーム運営方式の主任ヘルパーの業務に従事している者のうち、
 - ア 養成研修課程を修了していない者又は3級課程を修了している者については、速やかに2級課程を受講した上で1級課程を受講するものとし、
 - イ 2級課程を修了している者については、速やかに1級課程を受講するものとし、
 - ウ 要綱9により、1級課程を修了したものとみなされる者については、継続養成研修（チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム）を速やかに受講するものとする。
- （3）常勤ヘルパーとしてホームヘルプサービス事業に従事する者については、3級課程を修了している場合であっても、2級課程を修了するよう努めるものとする。

3 受講時の手当等の取扱い

ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者に対する研修受講期間中の手当等については、在宅福祉事業費補助金交付要綱による一般基準の家事援助中心業務の手当及び活動費の国庫補助対象経費とする。

なお、事業委託基準により委託している社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等のホームヘルパーについても、研修受講期間中の手当等は一般基準を適用して差し支えない。

4 研修会参加費用の取扱い

ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者にかかる研修会参加費用（教材費等の実費相当部分）については、在宅福祉事業費補助金交付要綱による市町村運営事務費の国庫補助対象経費として差し支えない。

5 保健婦等の資格を有する者等の取扱い

看護婦、准看護婦、保健婦の資格を有する者、特別養護老人ホームの寮母等として介護業務に従事した者については、それぞれの職種により既に研修し

たと同等の知識等を有すると認められる研修科目を免除することとして差し支えない。

6 養成研修修了の認定方法についての留意事項

研修受講者が、やむを得ない事情等により、養成研修の一部を受講しなかった場合であって、要綱5の(1)から(4)に掲げる各々の期間内に、同一又は他の実施主体が行う養成研修の一部を受講した場合には、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修時間の全部又は一部を受講したものとみなして差し支えないものとする。

7 ホームヘルパー養成研修事業としての指定等に係る留意事項等

要綱8の(1)に定める指定要件等を別紙4のとおり定めたので、これに留意のうえ適正に指定等を行われない。

なお、既に指定した研修機関については、平成8年度以降は新カリキュラムに基づいた研修を実施するよう指導するとともに、平成8年3月31日までに、平成8年度以降実施する研修内容について届出を行わせ、当該内容を確認すること。

別紙4（別紙1～3略）ホームヘルパー養成研修事業の指定要件等

1 事業実施者に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が「ホームヘルパー養成研修事業の実

- 施について」（平成7年7月31日）社援更第192号、老計第116号、児発第725号、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別添「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
 - (3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

3 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

開講日的
研修事業の名称
実施場所
研修期間
研修カリキュラム
講師氏名
研修修了の認定方法
開講時期
受講資格
受講手続（募集要領等）
授業料，実習費等

- (2) 研修への出席状況，成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し，保存すること。

4 その他留意すべき事項

- (1) 研修事業の実施者は，事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について，十分留意すること。
- (2) 研修事業の実施者は，研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について，受講者が十分に留意するよう指導すること。

5 指定申請手練等

- (1) 本事業の指定を受けようとする者は，次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事又は指定都市市長に提出するもの

とすること。

申請者の氏名及び住所（法人にあつては，名称及び主たる事務所の所在地）

研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあつては，対象地域）

事業開始予定年月日

学則等

カリキュラム

講義を行う講師の氏名，履歴，担当科目及び専任兼任の別

実習に利用する施設の名称，所在地及び設置者の氏名（法人にあつては，名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書

研修修了の認定方法

事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

申請者の資産状況

- (2) 申請者が法人であるときは，申請書に定款，寄附行為その他の規約を添付するものとする。
- (3) 本事業の指定を受けた者は，指定を行った都道府県知事又は指定都市市長に対し，毎年度，あらかじめ事業計画を提出するとともに，事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。
- (4) 本事業の指定を受けた者は，申請の内容に変更を加える場合には，指定を行った都道府県知事又は指定都市市長に対し，あらかじめ変更の内容，変更時期及び理由を届け出るものとし，(1)のから の事項に変更を加える場合にあつては，変更について承認を受けるものとする。
- (5) 本事業の指定を受けた者は，事業を廃止しようとする場合には，指定を行った都道府県知事又は指定都市市長に対し，あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出，指定の取消しを受けるものとする。